

令和8年度 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)

運転技能講習開催のご案内

建設業労働災害防止協会岩手県支部

労働安全衛生法の定めにより、機体重量3トン以上の車両系建設機械は、技能講習を修了した者でなければ、運転できないことになっております。
建設業労働災害防止協会岩手県支部では、この資格を取得するための講習会を下記のとおり開催しますので、計画的に受講されますようご案内申し上げます。

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了しなければ運転できない機種

整地・運搬・積込み用機械	①ブルドーザー②モーターグレーダー③トラクターショベル ④ずり積機⑤スクレーパー⑥スクレーブ・ドーザー
掘削用機械	①パワーショベル②ドラグ・ショベル③ドラグライン ④クラムシエル⑤バケット掘削機⑥トレンチャー

1. 講習日時・会場及び定員 ※受講者の人数によっては中止になる場合もございます。

開催地区	開催月	科目	日時	会場	定員
盛岡	5月	学科	20日(水)9:00~17:10 21日(木)9:00~12:20	学科 岩手県建設会館 盛岡市松尾町17-9	20名
		実技	22日(金)9:00~		
奥州	10月	学科	28日(水)9:00~17:10 29日(木)9:00~12:20	学科・実技 胆江地域職業訓練センター 奥州市水沢真城字中上野96-3	20名
		実技	30日(金)9:00~		

- ※ 大雨、強風等の場合は実技講習を延期する場合があります。
- ※ 無断で講習開始時間に遅れた場合は 受講をお断りします のでご了承下さい。
- ※ 申込は先着順とさせていただきます。

2. 受講要件 下記の(1)~(4)のいずれかに該当する者

- (1) 建設業法による建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者(実技試験においてトラクター系又はショベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの)又は2級の技術検定で第4種から第6種までの種別に該当するものに合格した者。
- (2) 道路交通法84条第3項の大型特殊自動車免許、大型特殊自動車第2種免許(限定のないものに限る。)を有する者。
- (3) 道路交通法84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許証、準中型自動車免許又は普通自動車免許(自動車第2種免許を含む)を有し、かつ、下記の①~③のいずれかの建設機械運転の業務に係る特別教育を修了した者で、その後修了した建設機械の運転業務に3か月以上従事した経験を有する者。

- ①機体重量3t未満車両系建設機械(整地・運搬・積込み・及び掘削用)特別教育
- ②機体重量3t未満車両系建設機械(解体用)特別教育
- ③積載量1t未満不整地運搬車特別教育
- (4) 不整地運搬車運転技能講習を修了した者

3. 講習料(税込)

受講要件	区分	受講料	テキスト代	合計
「2. 受講要件」の(1)の受講要件者	会員	36,300円	1,540円	37,840円
	非会員	36,300円	2,145円	38,445円
「2. 受講要件」の(2)～(4)の受講要件者	会員	39,600円	1,540円	41,140円
	非会員	39,600円	2,145円	41,745円

4. 講習科目

受講科目		時間
学 科	車両系建設機械の作業に関する装置の構造、取扱及び作業方法に関する知識	5時間
	車両系建設機械の運転に必要な一般的事項に関する知識 <u>(受講資格(1)の場合、免除科目)</u>	3時間
	関係法令 <u>(受講資格(1)の場合、免除科目)</u>	1時間
	修了試験	1時間
実 技	車両系建設機械の作業のための装置の操作	5時間
	修了試験を含む。(※修了試験は予定時間より遅くなる場合がございます。)	1時間

5. 申込方法 ※重要

- (1) 所定の申込用紙に希望地の選択やその他必要事項を記入し、建設業労働災害防止協会岩手県支部宛に郵送して下さい。記載事項を訂正する場合は、訂正箇所にも二重線を引いて訂正して下さい。経験証明欄の訂正は、証明印(代表者印)を押して下さい。修正液、修正テープ、砂消しゴムは使用できません。
申込書裏面には、受講要件を満たす修了証若しくは免許証の写しを貼付、6ヶ月以内に撮影した上三分身、脱帽の写真(タテ3cm×ヨコ2.5cm)2枚を必ず添付して下さい。不備がありますと、受け付けられませんのでご注意ください。
- (2) 各開催日7日前若しくは、定員に達した時点で締め切ります。
- (3) 講習料は、受講票、請求書が到着次第、指定の銀行口座に振り込み手続きをお願いします。
- (4) 受講申込キャンセルは講習会初日7日前までとし、その場合は、講習料から振込手数料を差し引き返金します。(それ以降のキャンセルについては講習料の返金はできません。)

6. 注意事項等 ※重要

- (1) 修了証は所定の時間どおり全科目を受講し、かつ試験(学科・実技)に合格した者に対して交付します。
- (2) 受講票は各事業所、若しくは個人宛に送付いたしますが、修了証は各修了者本人(規程により)にお送りします。
- (3) 受講日には受講票を持参して下さい。また、学科受講日は筆記用具、実技受講日は、作業服、作業靴、安全帽、軍手等を用意して下さい。(雨天の場合、雨具も準備して下さい。)
- (4) 各学科・実技の会場は駐車台数に制限がありますので、相乗り等ご協力をお願いします。
- (5) 宿泊や昼食は、各自用意して下さい。
- (6) 講習会当日、必ず免許証、資格証等の原本を持参し、受付で提示して下さい。

7. 申込み・問合せ先

建設業労働災害防止協会岩手県支部(岩手労働局長登録教習機関)
〒020-0873 盛岡市松尾町17-9岩手県建設会館3階
TEL019-623-4411 FAX019-653-6113